

# 耐震改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

北栄町長 様

納税義務者

住 所 (所在)

フリガナ  
氏 名 (名称)

印

個人番号又は法人番号

電 話 ( ) -

北栄町税条例附則第10条の3第7項の規定により関係書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番	北栄町		
	家屋番号		種類 (用途)	
	構造	造 葺 階建	床面積	m <sup>2</sup>
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	耐震改修工事完了年月日	年 月 日	耐震改修工事に要した費用	円
その他	※工事完了日から3か月以内に提出できなかった場合のみ、その理由を記入してください。			

## 【添付書類】

- 増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書
- 耐震改修に要した費用の確認ができる書類 (領収書等)

## ○記入方法

- 1 納税義務者には、住宅耐震改修に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号を記入し、押印してください。  
なお、法人の場合には、法人名と代表者名をそれぞれ記入してください。
- 2 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・用途・構造・床面積・建築年月日・登記年月日・耐震改修工事完了年月日・耐震改修工事に要した費用をそれぞれ記入してください。

### ※記入例

家屋の内訳	所在・地番	北栄町由良宿4 2 3 番地 1		
	家屋番号	4 2 3 番 1	種類 (用途)	専用住宅
	構造	木造瓦葺 2 階建	床面積	115. 50 m <sup>2</sup>
	建築年月日	S 56 年 12 月 20 日	登記年月日	S 56 年 12 月 20 日
	耐震改修工事完了年月日	H18 年 1 月 10 日	耐震改修工事に要した費用	75 万 円

- 3 耐震改修が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由をその他の欄に記入してください。

## ○耐震改修に伴う固定資産税減額について

### 【減額措置の概要】

令和8年3月31日までに地震に対する安全性向上を目的とした耐震改修工事（増築、改築、修繕など）が行われた住宅について改修工事の翌年度（1年間のみ）の固定資産税額の2分の1を減額します。（認定長期優良住宅に該当することになった住宅については3分の2の減額。）

対象の床面積は120㎡まで（120㎡を超える部分は減額されません。）となります。

※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適合建築物」であった場合は、減額対象期間が改修後2年間となります。

### 【減額の要件】

- ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること（賃貸住宅でも可）
- ・補助金を除く改修工事の費用が税込50万円以上であること
- ・平成18年1月1日から令和8年3月31日までに耐震改修工事を完了し、現行建築基準法の耐震基準に適合する耐震改修であること。

### 【その他】

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません。
- ・新築住宅の減額や、バリアフリー・省エネ改修工事による減額制度と同時に適用はされません。
- ・土地についての減額はありません。